

延岡市事業引継ぎ応援補助金

事業承継に要する費用の一部を補助します

■ **事業概要**：事業承継を行う市内中小企業者等の負担となる経費の一部について補助金を交付します。

■ **補助対象者**：中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する者のうち、市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店を有する会社であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者。

1. 事業承継に関し、延岡市事業承継等支援センター、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、延岡商工会議所、延岡市三北商工会、中小企業庁宮崎県よろず支援拠点及び市が指定する金融機関のいずれかの機関による支援を受けていること。
2. 事業承継後も市内で事業を引き続き営む者であって、事業承継後も正社員の雇用を引き続き確保する意思がある者。
3. 1、2のほか、市内に住所を有する個人であって、支援機関による支援を受けており、事業承継後も市内で事業を引き続き営み、事業承継後も正社員の雇用を引き続き確保する意思がある者。

■ 補助率等

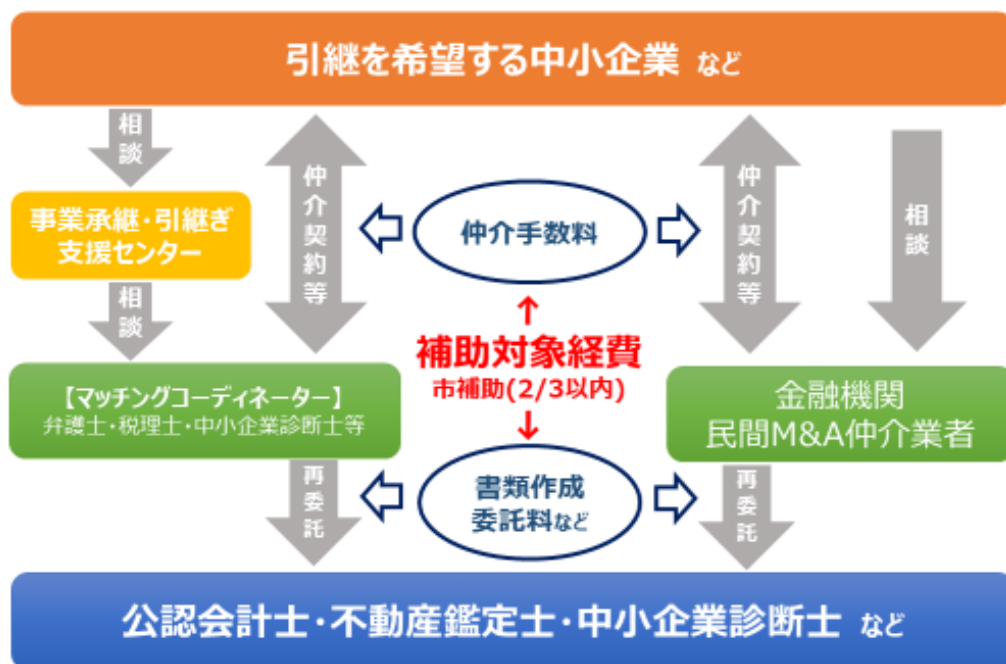
- ・ 補助率：補助対象経費の2/3以内
- ・ 補助限度額：60万円

■ 補助対象となる事業承継の類型

- ・ 第三者承継（役員・従業員承継・M&A）
- ・ 親族内承継

■ 補助対象経費

- ・ 事業承継に関わる各種資料作成や不動産の所有権移転等に要する経費
- ・ マッチングコーディネーター等との委託契約に関わる経費（※成功報酬は対象外）
- ・ 企業価値評価に要する経費



【お問い合わせ】 延岡市 人材政策・移住定住推進室

電話 0982-20-7176 FAX：0982-22-7080 E-mail：jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp